

朝鮮総督府の「密造酒」取締り行政について

——国家記録院文書を中心に——

板垣 竜太
ITAGAKI Ryuta

1 はじめに

濁酒 (*makkōlli*, *t'akpaegi* などとよばれる) は、特に朝鮮半島南部での大衆的な酒であった。19世紀まで、濁酒は自家消費のために酒造をおこなったり、親族や地域で分け合ったり、澄んだ部分を祭祀に用いたり、農事などの際の栄養源として飲んだり、近隣の「酒幕 *chumak*」などとよばれる小規模酒店で飲んだりなど、一般的な飲食物の一つであった。ところが日本の保護国期にあたる1909年に制定された「酒税法」、それに代わり併合後の1916年に制定された「酒税令」により、免許を受けた者以外の酒造は違法行為として罰せられるようになった。しかしながら法令で禁じられたからといって、生活の一部であった家用酒造がすぐに消え去るわけではなく、それは「密造」化していった。一方、間接税である酒税が総督府財政上相当大きな比率を占めていたこともあって、税務当局は酒類「密造」の取締りを厳しくおこなった。

植民地期朝鮮の「密造酒」に関しては、既に小稿を物したことがある(板垣 2006)。そこでは、酒税令体制の構築過程と「密造」化のプロセスを整理し、時代をおって「密造」の地理的、経済な特徴を明らかにしたうえで、農村部における「密造」取締りの経験を検討しながら、「抵抗」を一つのキーワードに国家-資本-民衆生活の関係を描き出した。前稿の時点では、新聞、雑誌その他の刊行物や、農村での日記などを主たる史料とし

ていたものの、韓国の国家記録院所蔵の旧朝鮮総督府文書には手をつけておらず、それは後の課題としていた。その後、同文書中の酒税令関連のものについて、ある程度系統的に閲覧することができたり。それによって、前稿では事件報道などにより表面化した部分においてしか分からなかった「密造」取締り行政の内側が、かなり明確に見えるようになった。前稿が「密造」をする側の視点に迫ろうとするものだとすれば、本稿は「密造」を取り締まる側、税をとりたてる側の実態に迫ろうとするものである²⁾。

以下、まず総督府文書の概要を示し、次に家用酒造に関する政策を明らかにしたうえで、「密造」取締りや未然防止対策の具体的な様相を検討する。最後に戦時総動員体制期の施策についても、わずかではあるが論究したい。

2 総督府文書にみる「密造」取締り

2.1 総督府文書の概要

酒類「密造」に関わる旧総督府文書には、大きく分けて財務系統のもの、法務系統のもの、警務系統のものがある。順に説明すれば、まず酒税令違反者の取締りだけでなく、酒税の査定、徴収をはじめ、酒税関連の基本的な業務は財務系統の管轄である。そのうち酒類「密造」は、各地方の税務署や各地方官庁の財務部、とりわけ間接国税関連の部課の管轄となっていたため、それについての文書も多くはそうした地方の財務文書綴に入っている。後述のとおり、酒税令違反者には、一般

に罰金または料料に相当する金額を納めよという「通告」がなされる。これを履行すれば刑事告発されないが、通告を履行しなかった場合や、事情により直ちに告発された場合は、検察および裁判所に回されることになる。その段階で司法系統の文書も作成される。このうち、酒税令違反者についての情報を含む膨大な「刑事判決原本」「受刑人名簿」「犯罪人名簿」等が国家記録院に残っており、「密造」の実態解明にとっては貴重なものと思われる。しかしそれらについては、プライバシーの問題などを含んでいるため、現時点では閲覧できていない。ただ、それを除くと、法務系統の「密造」関連文書は、現時点でまとまったものは見いだせていない。また、後で述べるように、警察も「密造」取締りにある程度関与していた。そのため、警務に関わる文書も多少残っているが、断片的なものしか見いだせていない³⁾。

本稿で主たる検討対象とするのは、財務関連文書のうち、系統的に酒税に関連した文書が綴じられている全羅道および慶尚道の地方税務文書である(表1)。文書の作成年代で1934年に一つの区切りがあるのは、この年に実施された第二次税制整理により、5月1日から国税を担当する税務機関が総督府一道知事一郡守という地方行政系統から独立し、全国5つの税務監督局(京城、光州、大邱、平壤、咸興)の下に99の税務署を置く体制に転換したからである⁴⁾。この区域によって表1を分類すれば、①～③が光州税務監督局の管轄

区域である全州(全羅北道全州郡および仁實郡を管轄)と羅州(全羅南道の羅州郡と靈巖郡を管轄)の税務署のもの、④～⑥は大邱税務監督局の管轄区域である浦項(慶尚北道の迎日郡、盈徳郡、鬱陵島を管轄)と乃城(慶尚北道の奉化郡と榮州郡を管轄)のものにあたる。また文書の性格で分類すれば、①②および④⑤は酒税一般に関連した通牒や回答などを集めた例規であり、③および⑥は間接国税の犯則者の処分に関する通牒や回答などをあつめた文書綴である。

いずれも例規類の文書であるため、施策の細かな実態までは分かっても、取締りの具体的な場面にまで迫るのは困難をとまなう。それでも、この文書からは税をとりたてたり取り締まったりする側の戦略や戦術、さらに「密造」をおこなう人たちの生々しい様子が、ところどころにかいま見られる。そうした点にも着目しつつ、文書を読み解いていきたい。

2.2 自家用酒造の公認と消滅

朝鮮においては、1934年の酒税令改定まで、「朝鮮酒」の自家用酒造が法的に一応認められていた⁵⁾。その歴史的背景は既以前稿(板垣 2006: 21-22)でも指摘しているが、朝鮮王朝が酒税をはじめとした間接税制を制度化していなかったこと、自家用酒造が広範に存在しており一挙には禁止できなかったことなどが挙げられる。自家用酒造に関連して、1917年に全羅北道第二部長は全

表1 国家記録院所蔵の酒類「密造」関連文書綴

番号	管理番号	文書綴名	作成時期	旧保管機関
①	CJA 0022159	酒税例規	1913～1933年	全州税務署
②	CJA 0022160	酒税例規綴	1934～1945年	全州税務署
③	CJA 0022164	間接国税犯則者処分例規	1910～1949年	羅州税務署
④	CJA 0022172	酒税例規甲種	1916～1934年	浦項税務署
⑤	CJA 0022180	酒税例規	1934～1947年	乃城税務署
⑥	CJA 0022179	租税犯処罰例規	1934～1945年	乃城税務署

州郡守に宛てて、次のように命じている⁶⁾。

現在の朝鮮酒製造業者は多きに過ぐ。之を或程度に集約するに非されば、斯業の改良及酒税取締の周到を期し難き事言を俟たず。然れども、未だ一般に地方の交通不便なると、朝鮮酒の現状は永き貯蔵に堪へず、且つ小規模の製造を普通とし、之を生業とせる等の事情あるを以て、急劇に之が集約を行ひ難く、亦之が実行上各地方に於ける製造者の分布状況をも考慮せざる可らず。即ち適当なる分布状態の下に漸次集約を行ふを以て酒類製造免許の大体方針とし、尚ほ左記各項に依り、地方の実情に稽へ寛厳宜しきを得、以て税令施行の目的を達成するに努むるべし。

[…中略…]

六、自家用酒は年一、二回少量の製造を為す者をも加ふるときは其の数著しく多数に上るべく、従て多数の無免許製造者あるべしと相察せらる。本免許に或る制限を付せむとする如き現在執行しつつある取締の程度に於ては、結局脱税者を多からしむる一因となり、無意義に終わるへしと思料せらるゝを以て、苟も自家用酒の製造を為す者に対しては、何人たるを問はず悉く免許を受けしめ、脱税者なきを期するの方針を以てするを可とすべく、此の目的を達する為め、密造者を検挙し一般に警戒を与ふると同時に、一面自発的に免許申請を懲慚すへき施設に付相当工夫を要すべし。

収税側からすれば、徴税対象が分散し過ぎず、安定的に税収が得られるような経営をしていて、さらに納税者自身が自ら手続きしてくれた方がよい。同通牒も、酒造業は、「身元調査」により「相当資産信用を有」し「同居人家族中必要なる

記帖を為し得る文筆者ある」者が経営するものへと集約していく方針を記している。ところがその一方で、あまりに急激にことを進めると、反発をまねくなどしてかえって税収が減ったり、統治自体を不安定にする可能性すら招来しかねない。そうした統制とリスクとを天秤をかけながら税収を増加させ安定化させようという財務官僚の基本思考が、まずここから読み取れる。

そのようなリスクの一つとして、つねに念頭に置かれているのが「脱税」すなわち「密造」である。引用文中にもあるように、税務官吏は「多数の無免許製造者」の存在を認識していた。へたに税率を上げたり、集約を強行したりすると、むしろ「密造」が増えて問題を起こすという認識は、朝鮮に勤務してその「特殊事情」を理解していると自負する財務官僚には共有されていた模様である⁷⁾。

そこから出てくるのが「漸次」的な措置である。酒税令の時代においては、自家用酒造に免許が与えられていたとはいえ、それを漸次的に無くしていくことが目標とされていた。それは酒税令に設定された税率にはっきり示されている(表2)。つまり、自家用の酒税の税率を販売用よりもつねに高く設定しておき、その割合を徐々に高くしていったのである。

税率による兵糧攻めに加えて、引用文で示されているのは見せしめの「検挙」である。前稿(板垣 2006: 19)で日記を通じて示したように、一つの家で取締りがあれば、村中が「大騒ぎ」になった。それが周囲に「警戒を与」えて自粛効果を生み、「自発的に」制度への統合をもたらすことを企図していたのである。

「自発」性を誘導しようとする政策は、自家用酒造の免許を取得した者へも加えられた。1928年、慶尚北道の財務部長が各地方長官に宛てて下した通牒(以下、「1928年通牒」と略称する)⁸⁾の

表2 醸造酒における販売用・自家用の酒税率比較

			1石あたり税額 (単位:円)					
			1916年	1919年	1920年	1922年	1927年	1934年
販売用	醸造酒	朝鮮酒たる濁酒	0.70	1.20	1.50	2.50	3.20	3.40
		朝鮮酒たる薬酒	1.50	3.60	6.00	7.00	10.00	13.00
		麦酒	2.00	5.00	8.50	10.00	16.00	19.00
		その他の醸造酒	5.00	12.00	20.00	23.00	30.00	33.00
自家用酒	濁酒	1石未満	1.00	1.50		3.50	6.00	廃止
		2石以下	2.00	3.00				
	薬酒	1石未満	2.00	4.00	6.50	11.00	20.00	
		2石以下	4.00	8.00	13.00			

(出典) 朝鮮酒造協会 (1935: 185-195) より筆者作成

なかに、次のような内容が含まれている。

五 自家用酒製造免許者は漸次整理せられつつあるも、年中随時酒類の製造を為す結果、自然他の密造動機を誘発するの虞なしとせず。今后一層之か取締を励行すると共に、整理の実行を挙取するに努むること。尚自家用酒免許者をして改良醸造場を視察せしめ、其の製品が自製品よりも優越せることを認識せしめ、自発的に免許取消の挙に出てしむべく措置すること。

ピーク時には36万弱にまで達していた自家用酒造免許者は、1928年時点で既に3万台にまで「整理」されていた(板垣 2006: 23)。それでも自家用酒造が残っている限り、近隣の「密造」を「誘発」させる可能性がある。そこで、自分の家で小規模に酒造りをしている免許者を、地方有力者が資本を投下して建てた醸造場などに連れて行って、その「優越」性を認識させ、「自発的」に降参させるという戦術を導入しようというのが、この引用文の内容である。

こうして自家用酒造は、いったん酒税令の制度に組み込まれた後、「免許取消」が進められた。

その結果、1920年代の終わりには免許が事実上ほぼ消滅し、1934年には制度的にも消滅した。あとは、「密造」としてのみ存続することになったのである。

2.3 「密造」取締りのプロセス

ここで、酒類「密造」取締りの基本プロセスをおさえておこう。これは基本的に「朝鮮間接国税犯則者処分令」と同施行規則にもとづいて進められた⁹⁾。一般の刑事事件の捜査と異なり、間接国税犯則事件の捜査は事前の裁判所の許可がなくても進められる。つまり税務官吏が犯則の嫌疑を認めれば、直ちに臨検、捜索、尋問、差押などをおこなうことができる。それにより心証を得ることができなければ、そのまま放免となるが、心証が得られた場合、一般的な手順としては、まず罰金・料金の相当金額を支払うことなどを命ずる「通告」をおこなう。通告が履行されれば「告発」には至らないが、通告不履行の場合は刑事告発された。また逃走や証拠隠滅のおそれがあるときなどは、通告履行をまたずに直ちに検察に告発することもできた。告発しても不起訴、免許あるいは無罪となる場合もあるが、すぐ後で検討する表3に示すように、かなりの割合で有罪となった。その

表3 酒税犯則者処分の趨勢

	嫌疑者数	犯則の 心証を得 さりし者	通告 履行者	直に告発したる者		不履行による告発		通告 または 告発未済	通告 したるも 不履行	告発した るも裁判 等確定 せざる者	告発した るも被告 人行方不 明のため 起訴中止
				有罪	不起訴 免訴 無罪	有罪	不起訴 免訴 無罪				
1915	590	12	553	7	1	14	2				
1917	2,568	17	1,634	224	7	524	13	79	46	24	
1919	2,232	27	1,537	211	3	318	6	38	53	39	
1921	3,394	50	2,223	79	9	431	11	77	450	128	20
1923	7,076	144	3,385	217	3	1,797	23	352	776	379	
1925	13,214	184	5,781	379	11	3,959	58	382	1,774	686	
1927	14,283	217	4,914	558	50	4,727	59	384	2,221	1,153	
1929	16,334	147	4,743	879	31	6,554	108	418	2,021	1,433	
1931	20,790	182	3,668	1,442	30	9,348	215	563	2,958	2,384	
1933	24,615	200	4,918	3,027	81	10,235	167	851	3,110	2,026	
1935	27,427	29	11,974	2,344	63	12,667	275	870	3,924	2,737	

(出典)『朝鮮総督府統計年報』各年版より作成

(備考) 嫌疑者人員とその処分の内訳の合計が合わないものもあるが資料のままとした。ただし1935年についてのみ、内訳において前年度の未確定分が足しあわされているため、大幅に合計が合わない。

場合、罰金・料金を支払うことができれば処分は終了するが、支払えない場合は労役場で所定期間留置することになった。罰金刑に処せられた場合、被処罰者は「犯罪人名簿」などに登録され、「前科者」の烙印を押されることになった。

こうした酒税の犯則者処分の内訳が、朝鮮総督府の統計年報に1914～1935年にわたって掲載されているので、その一部を表3にまとめた。酒税令違反の内訳が全て「密造」であるわけではないが、それでもこのうち相当の割合が「密造」であったと考えてよい¹⁰⁾。表3からは、多少の波はあっても嫌疑者の数が増加傾向にあること、通告履行者の割合が減少し、その分通告されても履行せず告発される者が増えていっていることなどが読み取れる。通告に応じない者が増加したことに関して、1924年の全羅南道財務部長の通牒は、次のようにこの原因の一つを風評に求めており、民衆の対応の一端を示すものとして興味深い¹¹⁾。

右弊風を訓致するに至りたるに付ては、種々

の原因あるへきも、通告不履行に依り府尹、郡守、島司より所轄検事に告発したる犯則事件中、偶々不起訴若は免訴となり、又は罰金を低減せられたる事例が一般に流布せられたる為、是等の処分を僥倖せむとする野心を充たさむとし、殊更に通告の履行を為さるるに主因するもののごとく、実に憂ふべき現象に有之候

次に、総督府文書からより具体的な様相を検討しよう。酒類「密造」の取締りは、税務官吏や雇員などがその実施にあたった。嫌疑をかけるためには、ある程度確実な事前情報が必要である。まず税務当局は、田植えの時期、旧盆（秋夕）、収穫期、旧正月を「密造季節」と認識していた¹²⁾。前稿（板垣 2006：25）では、これらの時期に取締りが頻繁だったことを指摘していたが、それは当局の認識でもあったことが分かる。

ただ、それだけでは「密造」がおこなわれる蓋然性しか分からない。前稿（板垣 2006：28）で

は、「密告」制度が存在していたことを雑誌記事などから指摘していたが、今回それが総督府文書からも確認できた。前掲1928年通牒には次のように記されている。

八、予て施設したる密告奨励の実行に付、一層之か誘発に努め、尚本施設を拡充して、密造防止に関し顕著なる功労者にも相当謝礼金給与の措置を講ずること

「密告奨励」制度がいつどのように導入されたかは確認できていないが、少なくともこの時点では謝礼金の措置まで指示されている。おそらく多くの場合、2.4で論ずるような「密造」防止ネットワークを通じて、「密告」がなされたのではないかと思われる。

「密告」などによって犯則嫌疑が固められれば、次はいよいよ臨検、搜索、尋問である。前稿(板垣 2006: 27-29)で複数の事例を検討したように、これは植民地権力と民衆の直接的で激烈な接触であったがゆえに、様々な物議を醸した。間接国税犯則者処分関連の文書には、そうした現場でのトラブルがうかがえる記述がみられる。たとえば、全羅南道の各地方税務課長会同の席における講演で、光州地方法院の渡邊検事は、次のような事例をあげて注意を促している¹³⁾。

税務官吏の検査に関しての事ではありますが、新刑事訴訟法の上から見ましても、親切叮嚀にして貰ひ度いのであります。一例を挙げますれば、税務官吏か非免許酒造の検査に行った場合、其処に大きな甕があるが酒を造った事実はない。然るに、酒を造る甕を持って居るから酒の密造をするのであると言ふので、靴で其の甕を蹴毀したと云ふ事実もありました。〔…中略…〕斯の如き事件が裁判所へ廻

って来ますと、之を調査するに嘗て酒を造った事もないのに、税務官吏か乱暴するの甚だ困ると言ふ様な当事者が弁解を致します。又確かに密造した事実か明瞭に解って居ても、容器を毀すとか、犯則者の顔を擲るとかしてはいけません。

こうしたことを講演で述べなければいけないぐらい、末端税務官吏の暴力事件が横行していたということである。また、逆に税務官吏が暴行にあうこともあった。1933年、全羅南道財務部長は各地方長官宛てに、取締りの最中に「不良徒輩の暴行」にあつたり、「不祥事件を惹起せし事件」が頻発していることに鑑み、今後、取締りに際しては、その日時、区域、従事員などを、事前に地方の警察署長や警察官駐在所主席に内報しておくよう通牒している¹⁴⁾。それほど緊迫した状況があったのである。

こうして搜索した後に、証拠物件の差押、顛末書の作成と続く。顛末書は、取締りの経緯と嫌疑者への尋問概要からなり、最後に税務官吏、嫌疑者、通訳の署名捺印が付される。たいてい顛末書はその場で作成されるのであり、そのためか「要を尽くさざるもの」「契印なきもの」「無用の問答を続け却て証拠力を薄弱ならしむるもの」が多く、処分が滞ることがあったため、顛末書の様式を細かく指定することもあった¹⁵⁾。すると今度は、「最初から謄写版刷りにしたり活版刷りになっているもの」が出てきて、そうなる「無理に犯罪を構成せしむる様に考へられ」てしまうので望ましくないと、前掲講演で渡邊検事は述べている。

罰金・科料の量定については、比較的詳細なマニュアルが作成されていた¹⁶⁾。標準金額から加減を調整する場合の基準がやや興味深い。1923年の全羅南道では、「法律を知らざる者、無資産者

又は無教育者なるとき」は軽くし、「再犯」や「巧妙なる手段方法を用い」た場合などは重くすることなどが定められている。また、大邱税務監督局は、「同居家族」のなかで無免許酒造で処分、処罰された者があるときには、「再犯者、累犯者の例に準じ」て、量定するよう指示している¹⁷⁾。「密造」については、個人の責任をこえて、家族に責任の一部が及ぶような運用をしていたのである。

以上のように、「密造」取締りは、官僚制のもつ「合法性」にある程度依拠しつつも、なおかつそこからはみでた直接的な暴力、隠然たる密告、民衆の噂、末端の形式主義などが重なり合って作用する場となっていたのである。

2.4 「密造」の未然防止対策

総督府文書に出てくるのは取締りだけではない。酒類「密造」を未然に防止するための施策が数多く講じられている。ここでは、2.2で述べた1928年通牒と、大邱税務監督局が1935年に作成した通牒「酒類密造弊風矯正施設方に関する件」（以下、「1935年通牒」）¹⁸⁾を中心に、代表的な4つの施策について検討したい。

(1) 有力者間のネットワーク形成

酒造業の経営は、徐々に地方の有力者が担うようになっていったこともあり、税務当局と地方有力者とのあいだには積極的にネットワークが形成されていった。たとえば、1928年通牒では、「地方有力家教育家又は矯風会振興会等と提携して、密造防止の共助を為さしめ、之か実行促進の方途を講ずること」と指示している。

1935年通牒はさらに詳細である。同通牒は、「一般民衆をして酒類密造行為の違法不正なることの認識を一層深からしめ、以て犯則の恥づべく又憎むべきものなることを徹底せしむる」という目的で、「地方官民の協調」による「酒類密造矯

正会」の創設を指示している。これは府・郡・島を単位として組織し、会長は地方長官が就任し、副会長・顧問は「官公署の長又は地方有力者に委嘱」するものとされている。支部会は邑・面を単位として組織し、邑面長が支部長、「警察官駐在所主席、学校長、金融組合又は産業組合の理事」など邑面毎にいた官公吏を支部顧問とし、さらに各里洞（行政村）から「区長、農振組合、婦人会其の他団体の幹部中適當の人物を選」んで「密造防止指導員」に任命させた。

こうして税務署－地方官庁－警察－学校－金融組合などの官公庁間の横の連係、そしてさらに地方の有力者とのあいだにネットワークを形成しつつ、「密造」を防止するための各種事業を展開していったのである。

(2) 組織化

(1)と対になるのが、一般民衆の組織化である。1928年通牒では、「里洞若は部落を単位とし、密造の弊風矯正を目的とする組合又は会等を組織せしめ、是等団体の力に依り密造防止の方法を講ずること」としている。1935年通牒では、「酒類密造防止指導組合」の組織化について述べている。これは、当時進行していた農村振興運動に際して各地で組織されていた「農村振興会」のうち、適當のものを選定して「酒類密造防止組合」となし、「組合員相互をして隣保の精神に基く勸善懲悪の美風に依り、之が弊風を根絶せしめ他の模範たらしめ」というものである。「模範」に関連しては、「功劳」のあった者や「密造防止成績優良」の団体に対する表彰制度も設けている。

(3) 教化事業

そうした連係や組織化の上に、教化事業が展開された。1928年通牒では、「密造防止に関する宣伝ビラ又はポスターを印刷配布」することや「青年会講話会其の他集會等を利用し、酒税令の宣伝

周知を図り遵法観念を鼓吹する」ことなどが述べられている。1935年通牒では、農村振興運動との協調、学校での学童に対する講話を通じての教化、宗教団体との連絡、酒造組合などによる巡回講演、座談会、打合会、素人劇、宣伝ポスターの配布、社会教化主事や専売補導員を酒造組合や酒造協会支部の囑託に委嘱することなど、具体的に規定されている。

(4) 原料買い上げ、配給

(1)～(3)までの一連の施策は、「密造」のためだけのものというよりは、1930年代の農村振興運動における組織化や教化事業に乗じている部分が多いといえる。一方、酒類「密造」防止に特化した施策も試みられている。

まず麴子 (*nuruk*) の買い上げについてである。麴子とは小麦の餅こうじであり、朝鮮酒の醸造に欠かせない原料となっている。麴子自体は酒ではないが、その主要な原料ということで、1919年からは販売目的の麴子製造が「密造」扱いとなり、1934年には目的が何であれ麴子を製造すれば「密造」となっていた。ところが麴子は、小麦があれば、もっといえば麦皮さえあればできてしまう。そこで1935年通牒では、酒造業者や麴子製造業者に、農振組合と協力して、余剰の小麦と麦皮を買い上げさせる、あるいは酒類と現物交換させることで、「成るべく農家の所持品を少からしむること」、また「所持者に対しては時々消費状況を調査し麴子密造の機会を与へざる様措置すること」と規定された。さらに、1936年にはこれについてより詳細な通牒を下し¹⁹⁾、8～9月の「密造時季」に徹底的に取り締まること、臨検の際には小麦や麦皮について「里洞別小麦及麴所持品調査カード」に記録すること、あらかじめ地方毎に小麦の収穫見込数量を調査して買上量を決めることなど、より具体的な方策を取り決めた。

また1935年通牒では、「山間僻地等酒類の配給良好ならざること、密造の主なる原因の一」としたうえで、酒造組合に対しそうした地域に販売店の新設や訪問販売を促進させること、酒類の需要の多い時期に酒の安売をすることなどを規定している。

このように、見せしめ的な取締りに併行して、「密造」防止のための布石を様々なかたちで置いていった。それは結果的に、その後の総動員体制下での組織化や配給統制を先取りするようなかたちになっていた。にもかかわらず、前稿で指摘したように「密造」はむしろ頻発していったのであり、それは次に述べるように戦時期においてさらなる増加を見せたのである。

2.5 戦時総動員体制期の「密造」取締り

日中戦争勃発にともなう戦時総動員体制の構築過程で、まず酒類の原料が経済統制の対象となり、また1942年には朝鮮でも濁酒を除く酒類が配給制度に組み込まれた。そうした統制によって酒類の供給が不足しがちになったことが一つの大きな要因となって、「密造」が増加していった。大邱税務監督局は、1940年、こうした状況を「独り酒税行政のみならず、税務行政の全般に及ぼす影響甚大なるものあり」と、税制全体の問題として深刻にうけとめた上で、次のような取締り強化の方策を示した²⁰⁾。

- 一、取締は成るべく密造激甚なる地方に対して特に監視力の主力を集注することとし、組織的に一挙に検索する方法を採ること。
- 二、警察官署及専売官署等関係官署との連絡を密にすること。
- 三、酒造組合の職員を動員し密造取締りに協力せしむること。尚、取締経費不足なる場合は、食料対策の為特設の措置をとりたる本

酒造年度中に限り、特に酒造組合をして取締旅費、人夫賃、諸用紙代等の支出を為さしむるも支障なきこと。〔…略…〕

取締りのための連係がさらに強まるとともに、「組織的」な取締りが模索されている点が注目される。

この時期の「密造」は、それまでの自家用酒造の延長によるものだけでなく、販売を目的とした「密造」が増えていた。そうした点にも関わり、1941年の酒税令改定では、酒類の販売業に対しても免許を要することと規定した²¹⁾。「密造酒」の販売先として当局が目をつけていたのが、宿屋、料理屋、飲食店である。1941年、総督府中央の財務局長と警務局長が連名で、この点について次のように通牒している²²⁾。

最近朝鮮酒の密造激増し、殊に販売用密造酒の増加の現情に鑑み、之が検査取締の完璧を期する為め、販売用酒の密造を為し、或は密造酒を販売する惧れ多分にある宿屋、料理屋又は飲食店営業者、或は之等と類似の業を為す者が、朝鮮酒又は黄酒を客に供するとき、改正酒税令に依り、酒類販売業の免許を要すること、なりたる処、之が免許の取扱に関し、税務官署と警務官署との間に相互連絡を保持するの要あるに付、左記各項に依り取扱相成りたし。

同時期の大邱税務監督局の通牒は、これと若干ニュアンスが異なる。つまり、朝鮮酒の販売業者の数が激減した場合には「密造を更に誘発する虞」があるので、「此の際酒類需給上支障なき程度に免許を与へる趣旨」としながら、宿屋等の免許について警察署と連絡しながら進めるべき旨を記している。そのような相違があるにせよ、いず

れも「密造」を念頭に置きながら、財務・警務当局が連係して宿屋等の取締りを進めている点が注目される。

敗戦の色濃くなっていた1945年5月、全羅南道では、財務部長・警察部長が連名で、ほとんど苦し紛れのような施策を出している²³⁾。題して「謝罪貯金」。経済事犯や間接国税法令違反者に対し、罰金等とは別に、「国民貯蓄」を実施するというものである。「反省奉謝の思念を一層濃厚ならしめ、延いては之等風潮の是正にも効果あるべし認められる」と、一石二鳥をねらったものだが、それまでの状況から考えて、むしろ一層「密造」の闇を拡大したものと考えられる。

3 おわりに

以上、国家記録院所蔵文書を中心として、「密造」取締りに関連した資料を検討してきた。比較的系統的に集められた文書綴を主対象にしたとはいえ、まだ断片的にしか事実が分からない。それでも、活字化された資料だけでは分からなかった取締り、統制、官僚の思考、暴力や密告、ネットワーク化、組織化、自発性の誘導、民衆の様相など、統治の現場からにじみだしてくるようなディテールを、ある程度取り出すことはできたのではないかと考える。

最後に、一つの情景を提示して本稿を締めくくりたい。朝鮮酒造組合中央会の発行していた雑誌²⁴⁾に、慶尚南道の陝川税務署員・小倉勇による「酒類密造取締の一日」という記事が載っている。1940年12月初旬、山奥の「密造部落」に、4名の「密造酒取締隊」が乗りこんで、現行犯で取り締まる過程を報告したものである。2.5で引用した「密造激甚なる地方」に対する「組織的に一挙に検索」する取締りの一例ではないかと考えられる。本稿で検討した総督府文書だけでは知り得ない取締りのディテールや、取り締まる側のメ

ンタリティがみえてくる。

この K 村に、麩子を製造販売して生計を維持する「密造酒業者間公認」の製造場があるという噂を聞きつけた税務署員は、村の近くまで車で乗り付けた。2名は河を渡り、2名は村の背後の山麓に回った。「渡河部隊」は「果敢にも武装の佯」河をわたったとあるが、この「武装」がレトリックなのか本当なのか分からない。ただ、「第一線皇軍に劣らざる気概」で臨んだと記しているように、少なくとも気分は「皇軍」だった。雪のちらつく気温零度の山中で、留守の「大魔窟」をみつけた一行は、炊事場に隠れた小倉一人を残して山裏に待機した。しばらくして、家の主人が帰宅する。「多分鬼の様な顔をした偉丈夫」だろうと思っていたのに、「想像外の老人」だったので、小倉は気が抜けた。老人はしばらく気づかず、麩子の積み替えをおこなっていたが、門前で小倉と視線が合い、「顔の神経がピリッと動き日焼けた顔色は土色になった。」老人は平静をとりもどすと、「猛然戸扉に向つて突進し固く鑑された戸扉を後に立った。」そして、「将来斯の如き非違好意は行はない」「今回だけ許して呉れ」と言う。「言葉を荒げて村民が集合しては結局自分としては虻蜂取らずに終わらなければならない」と判断した小倉は、山裏に一度引き返す。

一行を連れて小倉が戻ってくると、老人は、数点の家財を行李に入れて逃亡の準備をしていた。老人は一目散に逃げ出したが、「屈強の男 B」と正面衝突して転んだ。「万事をあきらめた」老人に対し容易に調査を進めた一行は、「意気揚々」村を引き上げた。

これが税務署員の武勇伝である。顔面蒼白の老人と、手柄をあげて意気揚々たる税務署員。日本の侵略戦争が展開するなか、ここにももう一つの戦場があった。

〔注〕

- 1) 本稿は、2006年度科学研究費補助金・若手研究(B)「20世紀前半の朝鮮における酒造に関する社会史的研究」の研究成果の一部である。
- 2) 植民地期朝鮮の酒造業についての先行研究に関しては、板垣(2006:20)で整理したとおり、食品学や経営史・財政史のものはあっても、民衆の酒造や「密造」に焦点を当てた研究は皆無といつてよい。
- 3) 管見のかぎりでは、「昭和十六年」付の警務課「雑書綴(其ノ二)」(CJA 002508)のなかに、酒類統制についての冊子が入っているほか、財務関連文書のなかにも発信元を警務関連機関とするものが含まれている。
- 4) 水田(1974:288)および『朝鮮総督府官報』(1934年4月30日)を参照のこと。
- 5) より正確に言えば、1909~16年までの酒税法においては、自家用酒造は酒税さえ納めれば「無制限に認許」していた(朝鮮酒造協会 1935:183)。1916~34年までの酒税令においては、「朝鮮酒」に限って、自家用酒造を認め、免許を付与し、酒税を徴収した。ここで、朝鮮酒とは、在来の製法でつくられた濁酒、薬酒、焼酎のことを指している。
- 6) 「朝鮮酒製造免許に関する取扱方の件」(全羅北道第二部長→全州郡守宛、1917年10月18日付、①[本稿・表1の①の文書綴に所収であることを示す。以下同様])。なお本稿では、引用に際して、かなづかいは原文のままであるが、旧漢字を新漢字に、カタカナをひらかなに改め、適宜句読点をふった。
- 7) たとえば1924年に大蔵省から朝鮮総督府財務局に入局し、敗戦まで財務官僚として勤め上げた水田直昌(1962:16)は、大蔵省から視察しに来た官僚が朝鮮の酒税を「内地」と連動して引き上げろと要求したことに対し、濁酒が「朝鮮人としては食糧なんです」としながら、次のように説明したと回想している。

そんなこと〔税率を上げること〕をしたら密造が増えてしょうがない。一週間ぐらいで山奥で出来るのだから…。そうして民衆から恨まれる。それよりも〔税額を〕二、三円にとめておいて、密造をさせずに、彼らの食糧の代用になるのはどんどん造らせる、そりゃかましく言わない方がよい〔…以下略…〕

これは決して「美談」などではなく、どこまでも財務官僚的な現実主義からくるものだと思える

きである。

- 8) 「酒類の密造防止並之か取締に関する件通牒」(慶尚北道財務部長→府尹・郡守・島司宛、1928年8月21日付、④)。
- 9) 「朝鮮間接国税犯則者処分令」「朝鮮間接国税犯則者施行規則」(『朝鮮総督府官報』1914年8月21日)。前者は、「間接国税犯則者処分法」に依ることとなっており、基本的な法制は「内地」と同様であった。
- 10) たとえば1938年の場合、「密造」に関わる検挙件数が22,569件であるのに対し、酒類製造免許者による脱税や記帳申告義務違反などの犯則検挙件数は206件であり、2桁違う(『酒の朝鮮』11(9)、1939年)。
- 11) 「間接国税犯則者処分に関する件」(全羅南道財務部長→羅州郡守宛、1924年4月9日付、③)。
- 12) 前掲「酒類の密造防止並之か取締に関する件通牒」(慶北、1928年)には、「挿秧期、旧盆、収穫期、旧歳末等酒類の密造季節」との表現がある。
- 13) 「間接国税犯則者処分に付て」(1923年7月13日付、全羅南道府郡島財務課長会同の席上における光州地方法院・渡邊検事の講演要旨、③)。
- 14) 「無免許酒造取締執行に関する件」(全羅南道財務部長→郡守・島司宛、1933年7月18日付、③)。
- 15) 「間接国税犯則者処分にに関する件」(全羅南道財務部長→府尹・郡守・島司宛、1917年7月3日付、③)。

- 16) 全羅南道では「間接国税犯則者処分に関する罰金又は料りに相当する金額量定標準」(1923年4月9日付、③)なる文書があるし、大邱税務監督局もまた「間接国税犯則者処分量定標準」といったマル秘文書をしばしば改訂しつつ出している(⑥)。
- 17) 「間接国税犯則社処分罰金量定に関する件」(大邱税務監督局長→各税務署長宛、1935年3月6日付、⑥)。
- 18) 「酒類密造弊風矯正施設方に関する件」(大邱税務監督局税務部→各税務署長宛、1935年9月3日付、⑤)。
- 19) 「麴子密造の取締及地方産小麦、麴買上に関する件」(大邱税務監督局税務部長→各税務署長宛、1936年5月23日付、⑤)。
- 20) 「酒類密造取締の強化に関する件」(大邱税務監督局税務部長→各税務署長宛、1940年6月15日付、⑤)。
- 21) 「酒税令中改正の件」(『朝鮮総督府官報』1941年5月31日)。
- 22) 「(秘)酒類販売業の免許取扱方に関する件」(財務局長・警務局長→各税務監督局長・各道知事宛、1941年6月21日付、②)。
- 23) 「謝罪貯金実施に関する件」(全羅南道財務部長・警務部長→各警察署長・各税務署長宛、1945年5月20日付、③)。
- 24) 『酒之朝鮮』12(1)、1941年。

【参考文献】

朝鮮酒造協会、1935、『朝鮮酒造史』朝鮮酒造協会。

板垣竜太、2006、「どぶろくと抵抗—植民地期朝鮮における「密造酒」をめぐる—」、伊東亞人先生退職記念論文集編集委員会編『東アジアからの人類学—国家・開発・市民—』風響社、pp. 19-32。

水田直昌、1962、『財政・金融政策から見た朝鮮統治とその終焉—朝鮮財政金融史談・第一話—第九話(全)—』財団法人友邦協会・朝鮮史料編纂会。

———、1974、『総督府時代の財政—朝鮮近代財政の確立—』財団法人友邦協会。